

財務省告示第四百五十八号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成十四年度の初日から平成十四年十一月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成十四年十二月二十七日

財務大臣 塩川 正十郎

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成十四年度の初日から平成十四年十一月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	トン
二	トン
三	五トン
四	一一一、四六四トン
五	六九四トン

二	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一	九	八	七	六
一七六トン	四三六トン	八、二八八トン	六七、九三四トン	一九、七二六トン	五四トン	二五七、四九四トン	九九二、三六七トン	三、七四二、七八九トン	六一、二六九トン	三、六九八トン	三、九九二トン	二一、五三二トン	二トン	トン	一六トン

二九	一、三三二トン
二八	二八トン
二七	一、七四トン
二六	二、一トン
二五	トン
二四	二・八六トン
二三	四、九三七トン
二三	一、二二トン
二二	二四、九六トン